



東京海上・外国債券ファンド

追加型投信／海外／債券

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本書により行う「東京海上・外国債券ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年6月20日に関東財務局長に提出しており、2011年6月21日にその効力が生じています。また同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2011年12月20日に関東財務局長に提出しています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

設立年月日:1985年12月9日

資本金:20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1兆5,079億円
(2011年10月末現在)

ファンドに関するお問い合わせ先

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

ホームページ <http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(公債)))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)を中長期的に上回る信託財産の成長を目標とし、同様の運用目標を持つ「TMA外国債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象として運用を行います。

ファンドの特色

1

主に外国の国債に投資します。

「TMA外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として外国の国債に投資します。(ファミリーファンド方式)

2

シティグループ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとして、ベンチマークを上回る投資成果^(注)を目標としアクティブに運用します。

シティグループ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが算出する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、主要国の国債市場の動きを捉える代表的な債券インデックスです。同指数は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用等指数に関するすべての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。同指数は、以下の国で構成されております。



※2011年10月末日現在。なお、構成国等は今後変更となる可能性があります。

(50音順)

(注) 信託報酬控除前の投資成果として。

3

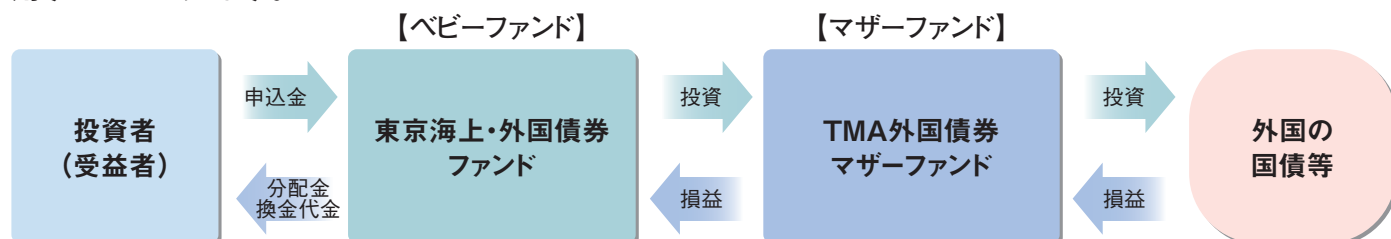
原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドは、マザーファンドを通じて実質的に組入れる外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。そのため、外国為替相場の変動の影響を受けます。

4

ファミリーファンド方式で運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

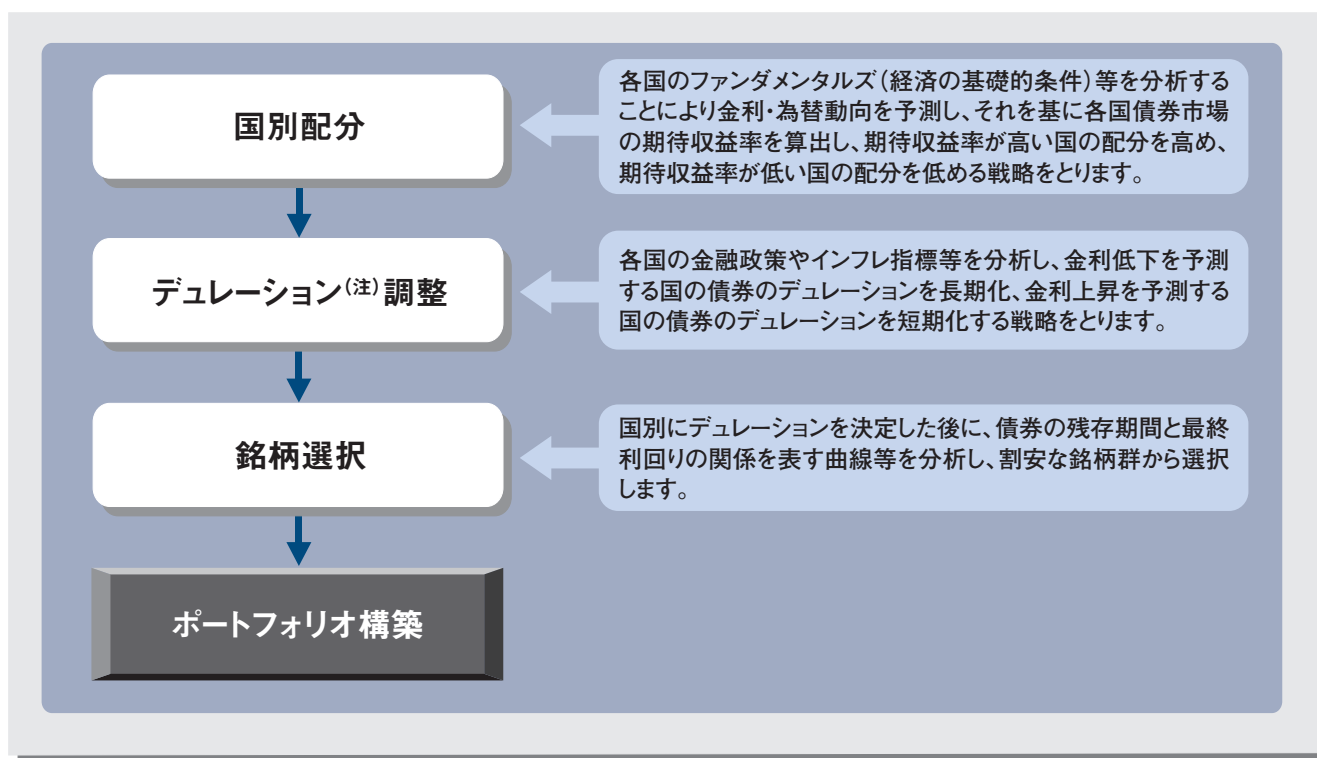


※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの投資プロセス

ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。



(注)デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場に限りします。)
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク	一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

その他の留意点

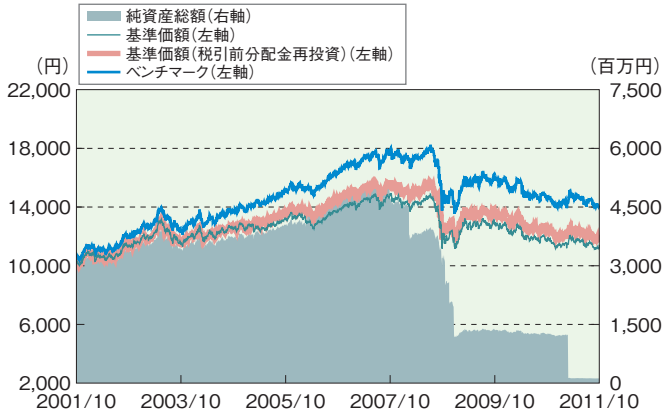
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しています。

基準価額、パフォーマンス等の状況

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※ベンチマークは設定日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2001年3月30日)
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※シティグループ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし/円ベース)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが算出する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、シティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用等指数に関するすべての権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが有しています。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	11,419円
純資産総額	121百万円

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+2.17	+0.86	-4.33	-2.12	-4.52	+20.63
ベンチマーク	-0.34	-0.63	-5.54	-2.73	-3.75	+41.07

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

期	日	金額
第6期	2007年3月20日	0円
第7期	2008年3月21日	0円
第8期	2009年3月23日	0円
第9期	2010年3月23日	0円
第10期	2011年3月22日	0円
設定来累計		700円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

● 資産構成

資産	比率(%)
外国債券	97.1
短期金融資産等	2.9
合計	100.0

純資産総額 9,859百万円

● 国別投資比率(%)

国名	ファンド	ベンチマーク
アメリカ	38.5	39.7
カナダ	3.4	2.9
ユーロ圏	39.9	42.1
うちドイツ	14.8	9.7
うちフランス	5.1	9.9
うちイタリア	12.5	9.0
イギリス	8.5	8.8
その他	6.8	6.4
合計	97.1	100.0

※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
 ※「保有債券の属性情報」は、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

● 保有債券の属性情報

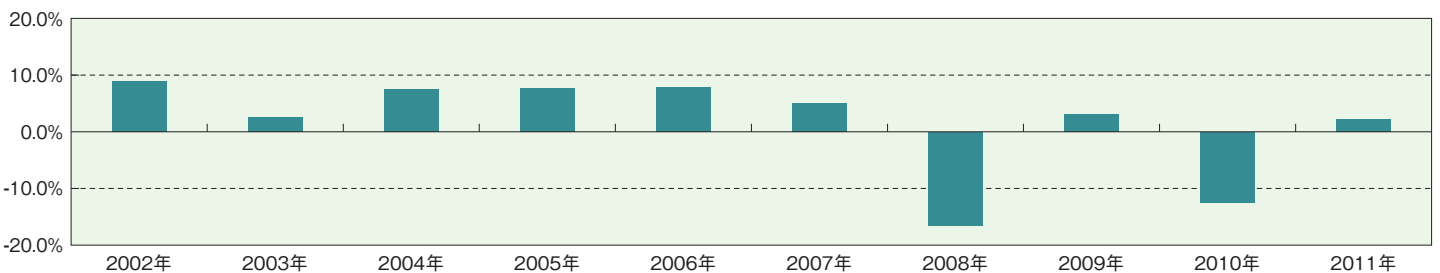
平均残存期間(年)	8.79
平均修正デュレーション(年)	6.48
平均クーポン(%)	4.15
平均利回り(複利、%)	2.39

● 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン(%)	償還日	通貨	比率(%)
1	T 3 7/8 05/15/18	3.875	2018/5/15	USD	5.0
2	DBR 3 1/4 01/04/20	3.250	2020/1/4	EUR	4.3
3	BTPS 4 1/4 08/01/13	4.250	2013/8/1	EUR	4.2
4	T 4 1/4 08/15/13	4.250	2013/8/15	USD	4.1
5	T 4 02/15/15	4.000	2015/2/15	USD	4.0
6	DBR 6.25 01/04/24	6.250	2024/1/4	EUR	4.0
7	BTPS 5 02/01/12	5.000	2012/2/1	EUR	3.9
8	DBR 2 1/4 09/04/21	2.250	2021/9/4	EUR	3.6
9	NETHER 3 3/4 01/15/23	3.750	2023/1/15	EUR	3.1
10	T 3 3/8 06/30/13	3.375	2013/6/30	USD	2.9

組入銘柄数 59

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 ※当年の騰落率は昨年末と基準日の騰落率です。
 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
購入の申込期間	2011年6月21日から2012年6月20日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が無償証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。また、購入の場合は、既に受け付けた購入のお申込みの受付を取り消すこともあります。
購入・換金申込不可日	購入・換金のお申込み日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
信託期間	原則として、2001年3月30日から無期限です。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	3月20日(年1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、販売会社により取扱うコースが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5兆円を上限とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に、運用報告書を作成し、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬） 信託財産の純資産総額に年率1.302%（税抜1.24%）を乗じて得た金額を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。
運用管理費用（信託報酬）の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.525% （税抜0.5%）	年0.735% （税抜0.7%）	年0.042% （税抜0.04%）

その他の費用・手数料 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（下表参照）、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。

純資産総額	財務諸表の監査に要する費用
200億円以下の場合	純資産総額に0.042%（税抜0.04%）を乗じた金額 （ただし、年42万円（税抜40万円）の1日分相当額を上限とします。）
200億円超の場合	42万円（税抜40万円）＋純資産総額200億円超の部分に 0.00315%（税抜0.003%）を乗じた金額

※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、2011年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。